

日本郵政株式の3次売却について

令和3年11月10日

財務省

Ministry of Finance, JAPAN

日本郵政株式の売却状況について

- 日本郵政株式会社については、法律上、政府保有割合をできる限り早期に減ずるものとされています。その売却収入は復興財源に充てることとなっています。
- 日本郵政株式会社については、平成27年に1次売却として約1.4兆円、平成29年に2次売却として約1.4兆円、令和3年6月に日本郵政の自己株式取得に応じたことによる約0.2兆円、令和3年10月に3次売却として約0.8兆円の売却収入を得ており、累計4兆円程度^(※)の売却収入となりました。

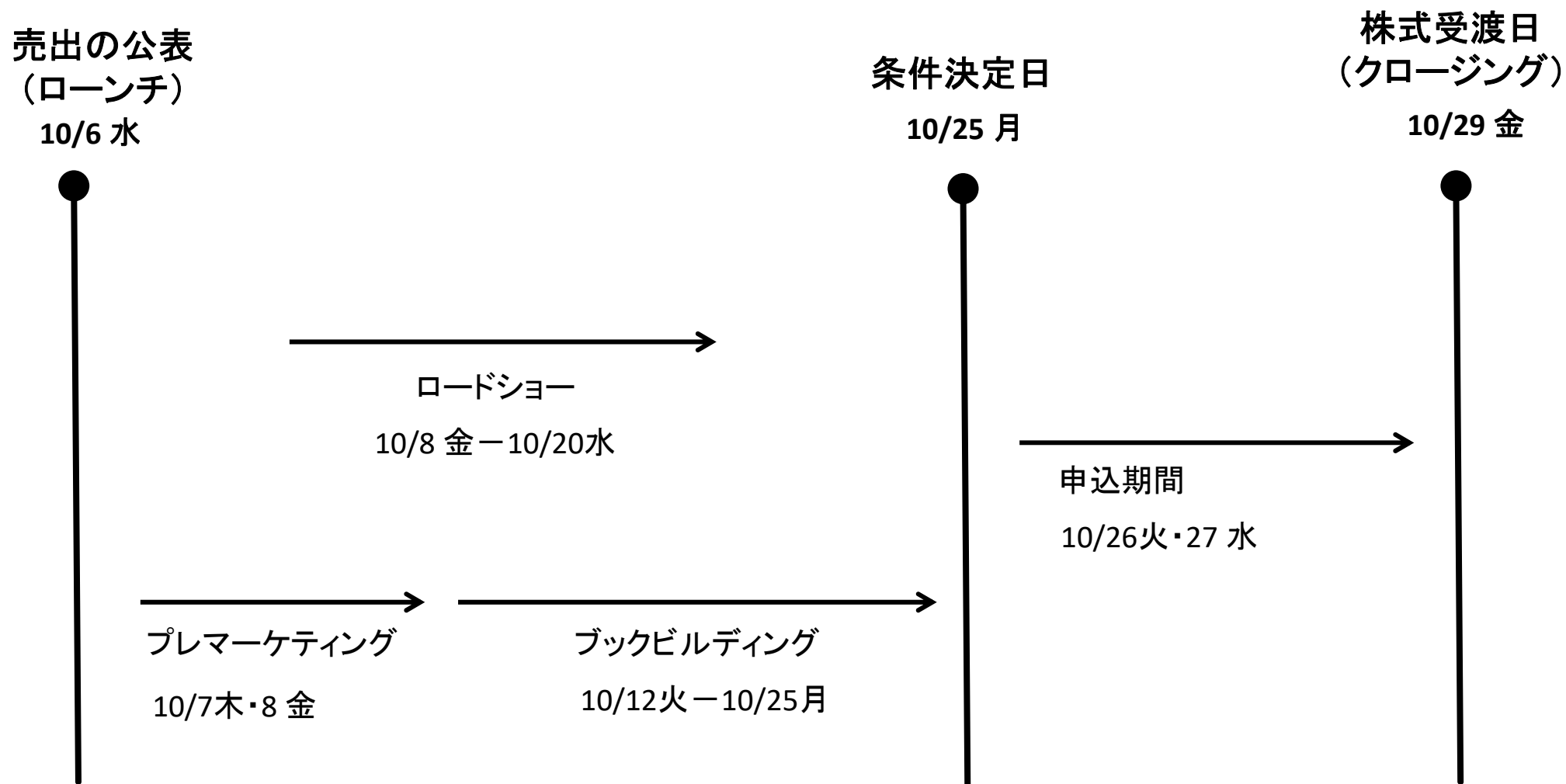
1次売却	2次売却	令和3年6月
8.7億株 1兆4,109億円	10.6億株 1兆3,984億円	2.7億株 2,499億円

<p>市中売却分 4.9億株 6,807億円</p>	<p>市中売却分 9.9億株 1兆2,989億円</p>	<p>日本郵政の自己株式取得</p>	<p>第3次売却 10.2億株 8,367億円</p>	<p>政府保有義務分 12.5億株超</p>
<p>日本郵政の自己株式取得 3.8億株 7,301億円 (金融2社株式の売却収入を活用)</p>	<p>日本郵政の自己株式取得 0.7億株 995億円</p>			

(注) 表中の売却収入及び株数は端数切捨て

※ 累計約3.9兆円。なお、日本郵政は、第3次売出し後に1,000億円(上限)の自己株式の取得を行い、それを消却する方針を公表済み。消却を実施した場合、政府保有義務分(3分の1超)が減少し、政府からさらに売却可能な株式が生じることとなる。

日本郵政株式の第3次売出しのスケジュールについて



- ローンチ : 売出人及び発行会社から、いつ、どれだけの株式を売却するか等を公表すること。
- ロードショー : 発行会社の経営陣が、エクイティストーリーの浸透を目的として、機関投資家に対して行うプレゼンテーション等。
- プレマーケティング : 証券会社がローンチ後の投資家の関心事項・懸念事項・参加意向等を把握するために行うヒアリング。
- ブックビルディング : 売出価格を決定する、条件決定日の株価の終値からのディスカウント率に応じた、各投資家からの需要の積上げ。
- 条件決定日 : ブックビルディングの結果等に応じて売出価格等を決定。

「日本郵政株式会社株式の売出価格及び売出株数を公表します」

令和3年10月25日
報道発表資料抜粋

政府が保有する日本郵政株式会社(以下「日本郵政」という。)株式(国債整理基金特別会計所属)の第3次売出しについては、本日までの需要の積み上がりの状況を勘案し、売出価格及び売出株数について以下のとおり決定しました。

記

1. 売出価格 1株あたり 820.6円 (10月25日の東証終値(837.4円)より2%割引した額)
2. 売出株数

合 計	10億2,747万7,400株
うち国内	7億7,060万8,100株 (75%)
うち海外	2億5,686万9,300株 (25%)

【参考1】 日本郵政株式の第3次売出しによるネット売却収入(引受証券会社に支払われる引受手数料等を控除後)は約8,367億円

【参考2】 今後の日程

10月26日～27日	申込期間
10月29日	受渡期日

日本郵政株式会社の株式処分についての経緯

(別紙1)

2007(平成19)年10月1日	「郵政民営化法」施行(3分の1の政府保有義務を除く3分の2について、できる限り早期に処分する旨を規定)
2011(平成23)年12月2日	「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」施行(売却収入は復興財源とする旨を規定)
2013(平成25)年1月29日	復興推進会議において日本郵政株式の売却収入4兆円程度を復興財源に充当することを決定
2014(平成26)年4月14日	「日本郵政株式会社の株式の処分について」を財政制度等審議会に諮問
2014(平成26)年6月5日	「日本郵政株式会社の株式の処分について」を財政制度等審議会から財務大臣に答申(別紙2)
2014(平成26)年10月1日	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社の決定
2014(平成26)年12月26日	日本郵政株式会社が「日本郵政グループ3社の株式上場について」を公表
2015(平成27)年4月1日	日本郵政株式会社が「日本郵政グループ中期経営計画」を公表
2015(平成27)年9月10日	財務省、日本郵政株式会社から日本郵政グループ3社の上場をローンチ(上場に向けた手続き開始を公表)
2015(平成27)年11月4日	日本郵政グループ3社上場
2017(平成29)年3月29日	日本郵政株式会社株式の第2次売出しに係る主幹事証券会社の決定
2017(平成29)年9月11日	財務省、日本郵政株式会社から日本郵政株式会社株式の第2次売出しをローンチ
2019(令和元)年5月31日	日本郵政株式会社株式の第3次売出しに係る主幹事証券会社の決定
2021(令和3)年5月14日	日本郵政株式会社が「JPビジョン2025」(中期経営計画)を公表
2021(令和3)年6月11日	財務省、日本郵政株式会社の自己株式取得に対する売付けの約定結果を公表
2021(令和3)年6月30日	日本郵政株式会社が自己株式消却を実施
2021(令和3)年10月6日	財務省、日本郵政株式会社から日本郵政株式会社株式の第3次売出しをローンチ

日本郵政株式会社の株式の処分について(概要)
(平成26年6月5日 財政制度等審議会答申)

1. 背景・経緯

- 郵政民営化法において、郵政民営化については、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」とされている
- 復興財源確保法、日本郵政株式会社法において、日本郵政株式については、「できる限り早期に処分するものとする」とされている

2. 基本的考え方

- 日本郵政株式の売却については、公正な価格・方法により行う
- 可能な限り政府の売却する株式が特定の個人・法人に集中することなく、広く国民が所有できるよう、広い範囲の投資家を対象として円滑に消化できる方法により売却を行う
- 証券・金融市場の動向等に特段の配慮をし、売却時期、売却規模等は慎重に判断する
- 日本郵政は、事業内容等について情報の適切な開示を行う
- 政府及び日本郵政は、特に新規公開時においては、ゆうちょ銀行、かんぽ生命株式の売却の在り方が日本郵政の株式価値の毀損につながらないように、適切に対応すべき

3. 売却に当たり留意すべき事項

- 売却方法は、市場慣行として定着しているブックビルディング方式が適当である
※ブックビルディング方式とは、投資家に対する需要状況の調査を通じて、需要の積上げを行い、その結果に基づいて売出価格を決定するもの
- 証券会社による適切な投資勧誘、日本郵政による適切な情報の開示、関係者による守秘義務に係る情報管理の徹底が必要である

4. 株主構成等

- 安定株主形成のために特定の法人等に対して優先的な割当てを行うことは、適当ではない
- 従業員持株会に対して一定の範囲内で優先的な割当てを行うことは、差し支えない

5. 主幹事証券会社の選定について

- 証券会社の引受け能力等を総合的に判断し、公平・公正に選定する必要がある
- 過去に主幹事等を努めた実績等の定量的要素について書類審査を行った後、売出しに関する提案の内容等の定性的要素について口頭審査を行い、両者を総合勘案して評価する